

申込書と請求書を一本化しました！

令和8年度

のら猫の避妊・去勢手術 料金の一部を助成します

耳先のカット
は手術済みの
証です！



猫が集団で生息している地域では、猫の糞尿や鳴き声等による生活環境の悪化が問題です。また、所有者のいない猫(のら猫)が産んだ子猫の引取りや、交通事故等による負傷猫や死亡猫の収容などもあり、本市にとっては、のら猫対策が大きな課題となっています。

これら猫問題の解決もしくはその軽減のためには、飼い猫の室内飼いを推進するとともに、のら猫がこれ以上増えないように避妊・去勢手術を受けさせ、その地域で管理していく市民の取り組みが必要です。

豊中市では、市内に生息するのら猫に避妊・去勢手術を受けさせその費用を負担した市民に対し、手術料金の一部を助成することで、市民の取り組みを応援しています。

のら猫の避妊・去勢手術をする人へお願い

- 避妊・去勢手術後の猫のうち譲渡可能な猫については、終生屋内飼養をする人への譲渡に努めてください。
- 避妊・去勢手術後の猫を、手術前の生息場所に戻す場合は、トイレの設置、エサの適正な管理などにより周辺環境の美化を図り、近隣住民の理解を得るよう努めてください。
- 必要に応じて、猫に避妊・去勢手術済みであることが分かるように耳先のカットをするように努めてください。
- 他人の飼い猫を勝手に捕獲しないよう十分確認してください。
- 手術のための捕獲が難しい場合は、捕獲器の貸し出しも行っていますので保健所までご相談ください。
- 手術を依頼する動物病院とは、事前に十分に打ち合わせを行ってください。

<申込及び問い合わせ先>

豊中市保健所 保健安全課

〒561-0881 豊中市中桜塚 4-11-1

TEL:06-6152-7321

URL: <https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/pettp-inuneko/noraneko/noraneko.html>

二次元コードはこちら→



制度の詳細

<対象>

申し込みできる人：豊中市内に生息するのら猫に避妊・去勢手術を受けさせ、その費用を負担した市民

手術期間：令和8年(2026年)1月1日から12月31日までに実施された手術

対象動物病院：豊中市内及び豊中市に隣接する自治体(大阪市、吹田市、箕面市、池田市、尼崎市、伊丹市)で開業している動物病院で手術を受けていること

<助成頭数と助成額>

助成頭数：380頭まで。ただし、予算額の上限に達していない場合は、助成頭数を追加する場合があります。(申込状況は300頭を超えたら市ホームページで公表します)

助成額：{オス猫}1頭につき10,000円(上限) {メス猫}1頭につき12,000円(上限)
(ただし、手術費用額が上限額を下回る場合は支払った額)

<申込方法>

手術実施後、必要事項を記入した猫避妊・去勢手術助成金交付申込書兼請求書※を作成し、保健所に持参又は郵送してください。

申込書兼請求書は保健所の窓口で配布しています。また、豊中市のホームページからダウンロードすることもできます。

記入時の注意点

※今年度より、申込書と請求書を一本化し申込時に請求内容も記載していただくこととしました。

申込時に、請求欄の助成金振込口座情報等について、不足なく記入してください。

- ・消せるボールペンは使用できません。
- ・動物病院に<獣医師証明欄>の記入・押印を依頼し、証明を受けた上で提出してください。
- ・1枚の申込書兼請求書で申込できるのは、同日・同病院で手術した猫に限ります。

<申込受付期間>

受付期間：令和8年(2026年)5月1日から令和9年(2027年)1月15日(郵送は必着)

申し込みは随時、先着順にて受け付けます。受付期間内であっても予算額の上限に達した時点で受付を終了します。(同時刻に定員を超えた場合は抽選になります。)

<交付等の決定>

・交付決定は先着順に行い、指定された口座への助成金の支払いをもって通知とみなします。

・不交付を決定した方には「猫避妊・去勢手術助成金不交付決定通知書」により通知します。

助成金振り込みまでの流れ

下記のスケジュールで助成金を振り込みます。※今年度より決定通知書の送付はいたしません。

- ① (5月～11月受付分)各月ごとに月初めから月末まで申請受付
申請月の翌月末に助成金振込み
- ② (12月以降分)12月1日から1月15日まで申請受付
2月末に助成金振込み